各連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会支会長安藤 眞弘

平成29年度共同募金運動へのご協力について(依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても 様々な募金活動を展開してまいります。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治 会・町内会の皆様にも例年同様「封筒募金」による戸別募金へのご理解・ご協力をお願 いいたします。

また、資材に関するアンケートへのご回答につきましても併せてご協力いただきます ようお願いいたします。

- 1 資材配送場所・資材数アンケートについて
 - ① 配送場所
 - ・変更がなければ○をつけてください。変更の場合は備考欄にご記入ください。
 - ② 資材数 (戸別募金用封筒)
 - ・封筒の要・不要を選択してください。「要」の場合は封筒数もご記入ください。 ※アンケートは連合ごとに別添返信用封筒にて8月8日(火)までにご郵送ください。
- 2 資材発送日 (予定) 平成 29 年 9 月 19 日 (火) ~22 日 (金)

共同募金会旭区支会 (旭区社会福祉協議会内) 事務担当:梅崎 齊藤 電話 392-1123

FAX 392-0222

平成29年度共同募金 資材配送場所、資材数アンケート

○○○地区

ŕ			144 du 2		
No	自治会·町内会	配送場所	封筒配布の要・不要		備考
1	□□町内会	会長宅	要(枚)・不要	
2	△△△町西部町内会	会長宅	要(枚)・不要	
3	×××自治会	会長宅	要(枚)•不要	
4	□□北部町内会	会長宅	要(枚)•不要	
5	〇〇〇〇町内会	会長宅	要(枚)•不要	

見本

戸別募金(封筒募金)関連資材 一覧表

No.	配 布 内 容	部数	
(自)	台会・町内会長様あで)		
1	依頼状		1枚
(自)	台会・町内会用)		I
2	平成 29 年度共同募金実施要領	1部	
3	募金用(郵便局)払込用紙		〇枚
4	PR用ポスター	(掲示板用)	掲示板数
(班)	長・組長様あて)		1
5	封筒募金の取り扱いについて		班数
6	委嘱状・ボランティア証		班数
(各	世帯配付用)		
7	共同募金のお願い【あさひだより】	(世帯数分)	世帯数
8	募金専用封筒	(ご希望数)	○枚

※各世帯配布数は連合町内会長様にご記入いただいた数です。今年度、ご提出がなかった 連合町内会については H29 地域活動推進費申請世帯数相当をお送りさせていただきます。

> 配布数の不足や内容についてのお問い合わせは・・・ 共同募金旭区支会 事務担当:梅崎·齊藤

旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

TEL:045-392-1123

【自治会名】 会長様

神奈川県共同募金会旭区支会 支会長 安藤 真弘

平成29年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金(封筒募金)への協力について(お願い)

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても 様々な募金活動を展開してまいります。

つきましては、自治会・町内会のご協力をいただき「封筒募金」による戸別募金を実施 したいと存じます。

お忙しい時期にお手数をおかけし、誠に恐縮ではございますが、例年同様ご理解並びに ご協力をお願い申し上げます。

平成29年10月1日(日)~12月28日(木)

1. 分业、	/X.11	122 0 1	. 0,1	\	,	
2. 貴会の)募金目標額	¥				
(目 安	額)					
★算出式				***************************************	会世帯数【	<u>]</u>
	_	2, 846,			録世帯数【	1
	;	※ 世帯数はH2	9 地域活動推進	医費甲請	世帯致	

共同募金にはなぜ目標額があるのか?

草全の受付

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額(目標額)を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。(社会福祉法第10章第3節第112条)

そして、できる限り"事前に申請された配分の要望"に応えるため、財源を確保することを目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額(目安額)です。

しかし、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも充分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、 よろしくお取り計らいください。

3. 募金の受付 回収し、お取りまとめいただいた封筒募金は・・・

方 法 ①【郵便払込】

開封いただき、専用の払込用紙に自治会・町内会名、封筒枚数(一括の場合不要) をご記入の上、最寄りの『郵便局』でお振込みください。

※後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※募金が集中する時期は<u>領収書の発行に1か月以上かかる場合</u>がございます。あ らかじめご了承ください。

※平成19年1月より10万円を超える送金に対し、郵便局によってはご依頼人の確認のため免許証などの<u>身分証や(自治会町内会名であれば)会則の提示が要求</u>されることがあります。募金送納の際ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

※目安額が10万円を超える自治会・町内会様には複数枚払込票をお送りいたします。

方 法 ②【窓口受付】

封筒枚数をご確認の上、共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。

- ※共同募金会旭区支会事務局で集計し、領収書を発行いたします。
- ※集計に多少お時間をいただきます。
- ※「郵便払込」のご利用をいただければ幸いです。

4. 募金の取扱い

封筒募金では『赤い羽根 (一般)』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいており、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

5. 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。 下記に該当する寄付者がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

6. 配布資料

①平成29度共同募金実施要領

* - - 1部

②募金専用払込用紙(郵便局)

* * * 1枚~

③PR用ポスター

· · · 揭示板数

④「封筒募金の取り扱いについて」(班長・組長へのご依頼文)

班数分

⑤委嘱状・ボランティア証

• • • 班数分

⑥共同募金のお願い(あさひだより)

・・・世帯数

⑦募金専用封筒

* * 希望数

※配布資料の内、募金専用封筒についてはあらかじめ連合町内会長様にご記入いただいた数を送付します。今年度、ご提出がなかった連合町内会については、H29 地域活動推進費申請世帯数をお送りさせていただきます。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

共同募金会旭区支会(事務担当:梅崎・齊藤)

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電 話 392-1123 fax 392-0222



平成29年度 共同募金実施要領

社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、「国民たすけあい運動」として始まった赤い羽根共同募金運動は、今年で70周年を迎えます。戦後の荒廃した社会のなかで、国民に"たすけあいの心"を喚起しつつ、民間の社会福祉を建て直すことを目的として開始されたこの運動は、時代の要請に合わせて、その時々に必要とされる民間の福祉活動を資金面で支えてまいりました。

現在、地域福祉のニーズが多様化し、加えてさまざまな課題が顕在化していますが、共同募金は 時代に即した地域福祉を推進するために、民間資金の特性である柔軟性や即応性を発揮し、自治 会・町内会、企業、学校、行政、福祉関係団体等の地域を構成するさまざまな組織との協働をこれ からも推進していきます。

今年度も、地域で暮らす誰もが、共同募金の協働パートナーとして善意の輪をつなぎ、"住み慣れた街で安心して暮らすこと"を目指した地域づくりを応援していきます。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ 募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会 が総合的に行う寄付金募集です。



2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの"たすけあいの心"を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公 表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金 及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

Ⅱ 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

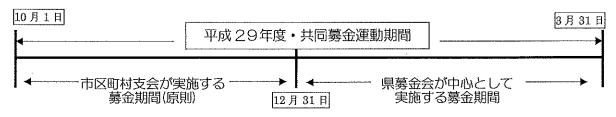


Ⅲ 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である平成29年10月1日(日)から翌年3月31日(土)までの6カ月間を実施期間とします。ただし、市区町村支会においては、原則として10月1日(日)から12月31日(日)までの3カ月間とし

ます。1月1日(月)から3月31日(土)までの3カ月間は、県募金会が中心となって、企業との協働事業を推進します。(※下記の図参照)

なお、この募金期間外であっても、寄託される寄付金品は常時受け入れます。



Ⅳ 平成29年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金需要数をあらかじめ把握して募金目標額と配分計画を定めて組織的に寄付金募集を行う「計画募金」です。

平成29年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 平成29年度募金目標額(配分計画額) 12億1,300万円

*	赤し	\羽根募金(一般募金)	8億1,333万円
	1.	市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3億1,585万円
	2.	民間社会福祉施設が行う福祉活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2億2,350万円
	3.	広域的な福祉活動を行う民間団体の事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,800万円
	4.	小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業 ・・・・・・・・・	4,800万円
	5.	全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
	6.	大規模災害などの緊急時に対応する資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,639万円
	7.	県民に対する災害見舞や県内外災害発生時の緊急対応資金 ・・・	500万円
	8.	全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 ・・・	351.4万円
	9.	県共同募金会が行う事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7,962.6万円
1	0.	市区町村支会が行う事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5,845万円

◆ 年末たすけあい募金 ・・・・・

3億9,967万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、より多くの協力が得られるよう次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集することは差し支えありませんが、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し 支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(2) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。



また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

- (3) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (4) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる"税制上の特典"があることを周知します。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さんにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点 において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く 呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置など に留意して計画的に行います。
- (2) ボランティアは、整然と明るい態度で募金活動に臨み、寄付者 が自発的に寄付できるように努めます。
- (3) 寄付者に対しては、領収書の代用として"赤い羽根"を配付し、共同募金運動の広報・ 啓発に積極的に努めます。
- (4) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。

3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉 向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる "税制上の特典"を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・ 校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。
- (3) 大学、専門学校などの学生に対しては、学園祭や学校行事などの一環として自発的に募金活動が実施できるように努めます。

5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や 労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際





に呼びかける募金です。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で実施する広域的な事業により寄付金を受け入れます。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「寄付金付き自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審查

平成29年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、 募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「平成29年度共同募金配分基準」に基 づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定 施設・団体の平成30年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「平成29年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上に使途を公表します。

また、配分決定を受けた社会福祉施設・団体からも積極的な広報活動の展開が図られるよう導きます。

Ⅵ 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

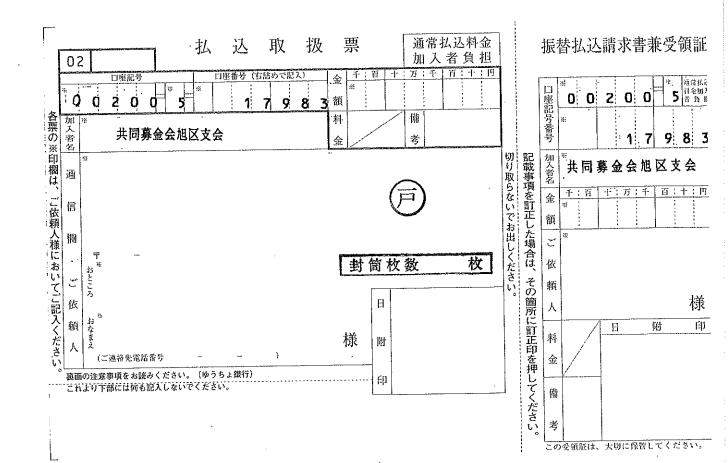
共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛·昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

Ⅷ 個入情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。







横浜DeNAベイスターズ 横浜F・マリノス

私たちは共同募金を 応援しています!



BAYSTARS





共同募金にご協力お願いします

 $(10\cdot1)$ $\rightarrow (12\cdot31)$

赤い羽根共同募金

社会福祉法人神奈川県共同募金会



おかげさまで 70 周年

F

平成29年9月吉日

班 長・組 長 様

神奈川県共同募金会旭区支会 支 会 長 安藤 眞弘

平成29年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金(封筒募金)」の取り扱いについて(お願い)

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。 今年も、自治会・町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力を お願いしたいと存じます。

お忙しい時期、お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、次の要領により、お取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 1. 募金期間 平成29年10月1日(日)~11月30日(木)
- 2. 募金資材 募金専用封筒・チラシ = 各世帯配付用
 - ※9月下旬までに自治会・町内会会長または、地区連合会宛に発送します。各班は10月上旬に各世帯へ配布をお願いします。 チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
- 3. 募金の目的 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金 確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。
 - ※募金は任意で強制するものではありません。
 - <u>※募金額についても強制ではなく各寄付者の任意の額で</u>お願い します。
- 4. 募金の回収 封筒募金の回収は、各会・班独自の方法でお願いします。
- 5. 募金の 回収された封筒募金は、自治会・町内会毎に取りまとめをお願い とりまとめ しています。

共同募金会旭区支会(事務担当:梅崎 齊藤)

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電 話 392-1123 fax 392-0222

きょうどうぼきん Q&A

Q1「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの?

A1 どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、毎年10月1日から12月31日まで実施されています。 一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがそ の発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、 旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

Q2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの?

A2 募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請してもらいます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。皆様からの募金を、必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくらぐらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれぐらい協力すればいいの?」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、<u>「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。</u>募金は 任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

Q3 集まったお金はどんなことに使っているの?

АЗ

- 1「赤い羽根共同募金」は以下の①~③のように使われています。
 - ① 区内にある福祉施設及び地域作業所(備品の購入・建物の整備費用等)や、区内で活動している家事援助等のボランティアグループなどに配分されています。
 - ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
 - ③旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者 団体などへの助成金や、福祉の講演会への助成を実施しています。
- 2「年末たすけあい募金」は以下のように使われています。
 - 障がい者の地域作業所、子育て支援グループといった福祉活動団体などへ配分しています。

Q4 戸別募金ではどうして赤い羽根を配布しないの?

A4 神奈川県では、現在、「戸別募金」に協力いただいた際には領収書をお配りしています。一方「街頭募金」では、その場で寄付者に領収書をお渡しすることができないため、寄付済みのあかしとして"赤い羽根"をお配りしています。

旭区では「戸別募金」を封筒募金という形でご協力していただいているため、領収証は発行されません。しかし、領収証の代わりとして別途「寄付済証」がございますので必要とされる場合にはご連絡下さい。



平成28年度共同募金運動のボランティアをお願いいたします。

平成28年10月1日

横浜市神奈川区沢渡4-2 社会福祉法人神奈川県共同募金会 会 長 牧 内 良 平



-----おりかえし-

共同募金ボランティア証

平成28年度共同募金運動のボランティアであることを証明します。

平成28年10月1日

横浜市神奈川区沢渡4-2 社会福祉法人神奈川県共同募金会 会長牧内良平





赤 い 羽 根 年末たすけあい



この封筒にお寄せ頂きました。 皆様からのお気持ちは、身近な 福祉に活用させていただきます。

税制の特典があります!

2,000円を超える金額は寄付金控除の対象となります。領収 証が必要な方は自治会町内会の方へお申し出ください。

共同募金会旭区支急

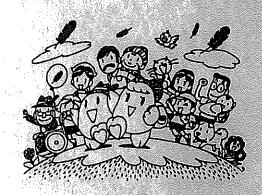
事務局: 旭区社会福祉協議会内 電話 392-1123 FAX 392-0222

封筒募金について

共同募金は、地域福祉の推進や福祉 施設の充実を図るため、皆様の温かい 善意に呼びかけるものです。

旭区では、昭和58年より戸別募金の 方法として封筒募金の方式を採用して います。

と願っています。







共同募金2016 地域版

あさひだより

共同募金会旭区支会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 横浜市旭区社会福祉協議会内 TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の額と、そのつかいみちについて ご報告させていただきます。温かいご支援どうもありがとうございました。

平成27年度共同募金寄付金総額

21,935,175円

年末たすけあい募金…6,675,099円

戸別募金

封筒募金として 区内全世帯より

法人募金

赤い羽根募金…15,260,076円

会社・事業所な ど法人組織より

街頭募金

子ども会 老人 赤い羽根募金 年末たす

区子ども会育成 連絡協議会より

老人クラブ 年末たすけあい募金

区老人クラブ 連合会より





職域募金

会社・事業所などの従業員の 方々より

卓上募金

金融機関・商店・ 福祉施設などを 利用する方々より

個人募金

募金期間中、事 務局(区社協)の 窓口に

団体年末たすけあい募金

区内の各種団体 より 相模鉄道株式会社は、 赤い羽根共同募金を通じて、 沿線の地域福祉を 応援しています!



赤い羽根募金は、県共同募金会の配分計画にもとづき、区内を中心に県域で活用されています。

配分総額 15,260,076円

●区内の障害者施設

2,500,000円

区内2カ所の施設に配分され、設備工事などに役立 てられました。

●区内の社会福祉団体

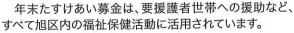
1,450,000円

区内で活動する福祉団体6カ所の事業費として助成されました。

●区社会福祉協議会の事業費 5,036,539円

※区内の募金額との差額(6,273,537円)については、県内の他市区町村の活動に助成されました。

年末たすけあい募金の つかいみち



配分総額 6,675,099円

●区内要援護者世帯

313,000円

ひとり暮らし高齢者世帯263世帯に対して見 舞金をお渡ししました。

●区内のボランティアグループ

2,553,000円

あさひふれあい助成金として、区内で活動しているボランティアグループ42団体に対し助成されました。

配分に関する事務費

110.812円

●区社会福祉協議会の事業費 3,698,287円

旭区社会福祉協議会では、共同募金配分金を 次のような事業で活用しています。

- ○地区社会福祉協議会への支援
- ○あさひいきいき宣言(旭区社協だより)の発行
- ○ボランティアグループの活動支援
- ○災害見舞金の交付など

受配者の声

左近山地区社会福祉協議会

左近山地区の主にひとり暮らしの高齢者を対象に掃除・洗濯など家事援助を行っています。当地区の高齢化率は40%を超え、ますます家事援助サービスの要望が増加しています。

活動を継続的に行うためにも、このような共同募金によるご支援には大変感謝しております。ありがとうございます。

赤い羽根共同募金は10月1日から始まります。 今年も皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。(雾金は11歳です。)



★横浜DeNAベイスターズ ★横浜F・マリノス

ともに<mark>赤い羽根</mark>を応援しています!

れているからです。

域福祉を進めるために、

活動資金をあらかじめ把握

計画的に募金を行うことが

募金は任意ですが、

地

をお願いします。

共同募金ってなに?

域の中で様々な福祉活動に役立てられています。 労働大臣の告示により実施する゙たすけあい、の運動です。)昭和22年に創設され、 皆さまの善意を適正に取り扱うために、 共同募金は、 共同募金は、民間が行う寄付金募集とし 現在では、皆さまがお住まいの て、 4

などが『社会福祉法』で定められています。 戦後復興の一助を担うために今から70年前 募金の使いみち 地

共同募金って何に使われるの

援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的 国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられ 児童養護施設の遊具や障がい者施設の あなたの町の高齢者や障がい者の 県内の福祉施設への支援をはじめ、 家

ボランティア活動などに役立てられています。 福祉車両の整備など、 募金の3割は、 金の7割は、



0 10 月 12 月 31 H

募集期間)

1

5

※1月1日~3月31日は、企業との協働事業を展開します。

)域福祉を応援するためにご協 「社会福祉法」で定めら 力 市区町村ごとの 共同募金会事業費 5,806万円

募金・広報資材作成費 および本会事業費 8,342万円

国内災害時の 準備金として 3,633万円

平成28年度 引付金配分計画

年末たすけあい 援護活動 3億9,300万円

市区町村社会福祉協議会へ 3億2,069万円

児童・高齢者・障がい児者等の 民間社会福祉施設へ 2億2,350万円

各種社会福祉団体へ 4,800万円

在宅福祉サー ビス団体へ 4,800万円

平成28年度の目標額は12億1,100万円

税制の特典があります!

◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。 ※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。 ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)

- ●共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 http://www.akaihane.or.jp/hanett
- ●社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき。 個人情報を適正に取り扱います。
- ●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339



おかげさまで70周年

平成28年10月